

## 尾道の中背と仲間

森 下 徹

### はじめに

小論では中世以来の港町、備後尾道をとりあげ、港湾での荷役労働者、一般には仲仕、尾道では中背と呼ばれているもののあり方を考えてみようと思う。

本シンポジウムの共通テーマは「港町の文化と社会」である。そこでこの点にかかわらせて、中背の文化的な活動についての事例をあらかじめ紹介しておきたい。

一つには力石を取り上げてみる。山陽3県に残された力石の調査（高島慎助『山陽の力石』岩田書院、2007年）によると、人名などの字の刻まれた力石が、備中笠岡と備後鞆の浦および尾道の3ヶ所に集中して残っていることがわかる。尾道のものには、西浜、東浜としたうえで人名を記したものがあがるが、何人かは12個や10個などたくさんの力石に繰り返し登場している。また鞆の浦東浜や江戸の名前も見えるし、逆に尾道西浜の和七や弥助は、鞆の浦の力石に名前を残している。江戸や大坂では力石を担ぐ力持興行が行われていたというが（朝倉無声『見世物研究』思文閣出版、1997年）、力石に名前が刻まれたものも、従来いわれるように仲仕が余儀に行った力自慢というにとどまらず、力持興行に類するものと想定できるのではないか。またその年次は、いずれも幕末であることも指摘できる。

つぎに、尾道における芸能などの興行例を通覧してみたい（広島県立文書館青木氏旧蔵文書「十四日町役方年誌」）。例年9月、良社の祭りに

は氏子による舞や囃子の奉納とならんで、東浜中背頭の名前で子供相撲が奉納されていた。ところが幕末になると、西浜中背茂兵衛や東浜中背孫助といった個人名で、軍書講談、見世物、浄瑠璃などの興行が申請されるようになる。相撲にかぎらずさまざまな芸能興行を中背個人が出願することが、やはり幕末になって増えるわけである。

こうしたことが、尾道の中背のどういったあり方の反映なのか以下では考えてみたい。なお近世後期、とりわけ幕末における瀬戸内地域の経済発展はこれまでも注目されてきたことだし、他方で神田由築によって瀬戸内一帯での芸能興行の隆盛が指摘されてきたところでもある。これまでいわれてきた経済発展と文化活動とを統一的に把握する、こうした課題にも関わらせたいと思う。以下では尾道の中背について、とくにその所属する、ないしは形成する社会組織をとりあげ、その推移を観察してゆくことにする。なお尾道の中背については、すでに片岡智の研究があり、中背を地域社会にとっての「異端」としたうえで、「仲背頭を通して株仲間、ひいては町会所により支配された」と、それへの編成が強化されてゆく過程に注目している（同「近世仲仕集団の非法と農村」『瀬戸内海地域史研究』5、1994年）。しかし、そもそも身分社会にあっては、集団への特権付与と統制とが表裏の関係をなしていたことをふまえても、このように統制強化をしか見ないの是一面的であろう。

尾道は、近世後期で約3000竈、1万人弱の人口を擁する規模の大きな港町だった。尾道町奉行管

轄下、3つの町にわかれそれぞれに町年寄が置かれていた。また中背が荷役を行うのは、東西2ヶ所に設けられた浜であった。

## 1. 尾道における流通体制

中背のあり方を見る前に、尾道における流通体制について『広島県史 近世2』(広島県、1984年)に拠って簡単に触れておこう。

問屋は元文5年(1740)に株問屋として認められたが、明和3年(1766)に48株があらためて認定された。このとき問屋役所が置かれ、問屋のなかから問屋頭人が任命されている。また安永9年(1780)には問屋座が設置されて、売問屋・買問屋から口銭の一部を拠出させ、それを元手にして仕切銀を貸し付ける制度が始まっている。このとき問屋役所は問屋会所と改名され、また口銭の規定も出されているが(尾道商工会議所文書「問屋年誌」、それを見ると、穀物や干鯛類など21種の商品について、売口銭と買口銭が定まっている。そして問屋にはそれぞれに得意先があり、特定の客船が定まっていた。たとえば鯛屋徳右衛門の場合、寛政13年(1800)時点における客船は、九州北部を中心に北陸、山陰など91港、369艘にのぼっていた(『広島県史 近世2』、p620)。

こうした問屋について、活動のより具体的なあり方について見てみよう。

寛政元年(1789)、町奉行所が町年寄と問屋仲買頭に命じた史料では(尾道商工会議所文書「問屋年誌」、第1条で穀物と干鯛・あい物について、仲買の人名改をするよう命じたことが記されている。そして問屋は先規の通り「株定め」だが、中買は問屋とちがって株ではなく、願い出によって増員もあるとしている。穀物仲買についてはこのとき69名の名前が書き上げられていた。問屋役人のもとで仲買の人名が把握され、あらたに統制下に置かれることになったわけである。

つぎに第2条では、穀物入津の荷物について、

売問屋からの触流しがあれば早速直入することを指示している。この点については天明3年(1783)に出された「穀物売買定法并問屋・中買請引之儀」という史料も参照しておこう(同前)。そこではまず第1条で、「穀物の入津があれば、売問屋より自分の客船が入津したので見分に来るように仲買と買問屋へ触知らせよ」とある。そして第2条で、「その入津の穀物を希望する買問屋・仲買が船に乗り込んで荷物を見分、その後で売問屋方で集会をし、直入をする。そこで取引が成立すれば荷物を水揚げする」とある。売問屋主導で取引が行われたことがわかる。また但し書では、「頭立候仲買どもが、直入場という場所へ問屋を呼び寄せ、直組をしてはいけない」と、仲買が取引を主導する事態を禁じている。また荷物のうち仲買が購入できるのは6割に限定され、残りは「客買」とするようされていたが、その割り当てを仲買が勝手に変更することも禁止していた。

これらは穀物荷物の場合だが、干鯛については市が取引の場だった。東西の浜で隔日に市が立っており、その場合でも売問屋主導で取引が行われたことは同様だったと考えられる。

以上のことから、第一に、尾道で取り扱われる基幹的な商品は、遠隔地からの穀物および干鯛類だったこと、第二に、18世紀末に、問屋会所を株問屋の共同機関として強化し仲買を統制するようにすることで、流通における問屋の優位を確認しようとしていたことを指摘できるであろう。

## 2. 中背への鑑札交付

そしてこうしたことの一環として、天明8年(1787)4月に中衆に鑑札が交付されている。その交付は、問屋が出入の中衆分について問屋役人へ申請してなされたものだった。また鑑札の表にも「浜中衆」としたうえで「帯屋平兵衛出入貞次郎」のように書かれていた。中衆が問屋と個別に出入関係を結んでおり、株問屋に対して従属的な

位置に置かれていたことがうかがえる。また町会所で町役人と問屋役人とが同席で交付されており、尾道町奉行の管理下でなされた、公的な性格のものだったことも指摘できる。

どういった事情でこのとき鑑札が交付されたのか、同じ時に出了された「天明条目」から考えたい(同前)。この条目は、問屋会所が惣問屋中に宛てた13ヶ条からなるが、あらかじめ確認できることは、ほぼすべての箇条で中背ではなく中衆と表現されていることである。他の史料によっても、この時期までは中背ではなく中衆という表現が一般的だった。

そして奥書を見ると、「浜手風俗宜しからず」につきこの条々を發布するとあるが、その内容はあきらかに中衆に対するものだった。すなわち第1～4条は博奕の禁止、行儀作法のこと、喧嘩口論の禁止、奉加や貫ぎの禁止、つつほなでの禁止など、中衆の日常的な行動を規制する内容からなっていた。

そのあとには、荷役の仕方、とくに誰が担うかについて細かく取り決めている。第7条では、「浜手商い荷物」は原則的には中衆が引き受けるとある。これは当然鑑札を交付された浜中衆を指すはずで、浜中衆が「浜手商い荷物」、すなわち遠隔地から問屋へ送られてきた穀物・干鰯類などの荷物を担当するよう規定したものと見える。対してそれ以外の副次的な荷物、たとえば第8条、商い荷物ではない道具類、第9条、遠隔地ではなく地船からの、しかも安永9年の口銭定には規定されていない小間物荷物、第10条、沖で売買荷物ではないものを船から船へ積み替える場合、こういったときには浜中衆ではなく、水主や荷主の手人が取り扱ってもよいとしている。

こうして基幹的な荷物は浜中衆が扱うべきこと、すなわちその独占を認めたものとなっているわけである。こうした特権付与は、問屋会所からすれば筒穂撫つつほなでの排除と引き替えだった。この天明条目と同様なものが、寛政11年(1799)にも出さ

れている(同前)。ほとんど同じ条文からなるが、あらたに付け加わったものが荷役場での筒穂撫をあらためて問題視する第5条だった。筒穂撫とは、がんらいは荷役場を掃除することをいったようだが、掃除に託けて俵から荷を抜いたり、荷役に不当に介入するといった行為を伴った。その上で中背札を所持しないものが荷役場へ出ることを禁止、その「制道」を東西浜中背ごとに町年寄から任命された中背頭に命じるという箇条だった。荷役を、鑑札を所持する浜中背に限定し、それを通して筒穂撫を阻止しようとするわけである。

参考までに、鑑札交付以前の例として天明3年「穀物売買定法并問屋・中買請引之儀」を再度見ておけば、第8条但し書で、筒穂撫が邪魔をしないよう出入の中背が人名を其問屋へ報告、そこから問屋役人に知らせよとあり、荷役のたびに問屋の出入中背が個別的に摘発していたことがうかがえる。それと比較すれば、鑑札携行の有無で荷役場への出入を規制することで、いわばより組織的に筒穂撫の排除が可能になったということができよう。

こうして18世紀末、問屋は集団として筒穂撫排除に乗り出し、そのために個々の出入中衆に鑑札を交付することになった。筒穂撫を黙認していると結局は客船からの評判を落とし、尾道の流通上の地位を低めかねない、そうした危惧に基づくものと思われる。そのことを中衆の側から見れば、それまで問屋それぞれとの個別的な出入関係しか有さなかったのに、鑑札を交付された浜中背という共通の属性を獲得することになったといえる。そしてこれ以降、東西の浜単位で浜仲間を形成するようになってゆく。ちなみに呼称について触れておくと、ほぼこの時期を境にして中衆にかわって中背と呼ばれるようになる。鑑札交付を契機にして、中衆一般から、札を所持するものを区別して中背という特異な呼称が定着したように思える。

### 3. 中背仲間の成熟

その後、天明条目、寛政条目と同様なものが文政元年（1818）にも出されている（同前）。荷役に関するものを見てゆくと、まず第9条は天明条目第7条とほぼ同文であり、「浜手商い荷物」について浜中背が引き受けることを定めている。これは遠隔地からの穀物・干鰯という基幹的な商品についてのものだろうが、それ以外の副次的な荷物について、たとえば第13・14条では、「株問屋・仲買」以外への送り荷物についても出入中背が取り扱い、それがいなければ「浜手惣中背」のなかで決めておいた当番の中背が水揚・持ち運びをせよ、とある。ところが15・16条では、遠隔地ではなく「地船」からの荷物、あるいは小間物屋荷物については、第一義的には仕出中背が担当し、場合によったら出入中背が、さらにそれでも足りなければ番中背と3段階で規定されていた。

このように荷役にかかわる中背として、仕出中背・出入中背・番中背の3つの区分がなされているのである。そこでまず仕出中背と出入中背の区別について考えておこう。いま見たように、仕出中背に担当させる場合はともに株問屋が取り扱う場合を想定していて、対して13・14条のように、はっきり株問屋以外の取り扱うものでは仕出中背は見えない。だとすれば、仕出中背とは、鑑札に表現されるところの、その問屋に所属する中背をいい、出入中背とはそれ以外に、中背が一時的に関係している場合をさしたと理解できるのではないか。実際この時期以降、問屋を通して鑑札を申請するときは仕出中背誰々というし、中背の名前についても、某問屋仕出中背誰、のように表記される。つまり中背が、鑑札に表現されるような特定の株問屋の所属であるとともに、ほかの複数の問屋や商人とも出入関係を同時に結んでいる、そうした複合的なあり方が一般化していたとみなせるであろう。

ちなみにこの時期になると、遠隔地からの穀

物・干鰯類の買い付け・転売という「中継問屋商事」が後退し、かわって尾道は、地域的な産物、綿や畳などの移出拠点化するといわれている（『広島県史 近世2』）。たとえば文政4年（1821）に問屋中が訴えたことは、「株問屋以外に口銭取を行うものが増えている。ために仲買は元文期にくらべて5倍にも増えているのに、問屋は37人に減少してしまっている」ということだった（青木氏旧蔵文書44「拾四日町役方年誌」）。尾道の流通上の地位が変化するに伴い、株問屋以外が取り扱う荷が増え、それに応じて中背のなかにもそうした荷の荷役に携わるものが増加していた。そのことが、特定の問屋との仕出中背と別に出入中背と呼ばれる関係が広汎に生じていた背景にあったと理解できるだろう。

つぎに、副次的な荷について番中背の関与を容認していたことに注目しよう。番中背とは当該の荷を扱う問屋・仲買に直接関係する中背ではなく、「浜手惣中背」の側が毎日順番を決めて交代で荷役を担当することをいった。そもそも文政条目が出されたきっかけには、そうした荷役の排除を求める問屋からの訴えがあった。たとえば文化14年（1817）2月に惣問屋中が訴えた史料では（九州大学九州文化史研究所長沼文庫「尾道商業沿革史料」）、第1条で干鰯類をはじめ俵物から荷を抜き取る筒徳撫のことを問題視したうえで、第3条で「近来番仲使が新規に中使賃を取り、二重掛りになっている」としている。同じことは前年、文化13年2月にも訴えていて（同前）、「番中使と称して中使賃を二重取りすることが近来問題となっている」としていた。

ここで二重取りというのは、その荷にかかわる売問屋の中背および買問屋の中背が水揚・持ち運びをすることを想定して水揚賃を徴収しているのに、番中使というものが荷役に参入して、中背賃を別に請求するという事態をさすのだと考えられる。

また第4条では、尾道近郊の松永からの塩荷物

について、「番中使が乗り込んで屋越中使賃なるものを新たに徴収しようとする」、といていた。そのさい松永問屋からは、「こうしたことが続くならば、尾道に荷を廻すことはできない」といわれたと記している。

こうした訴えをうけて文政条目が出されたのだろうが、そのあと文政3年(1820)のものとの推測できる史料でも、やはり同様な問題が続いていたことがわかる(同前)。そこでは、「福山綿の水揚げに、東浜中背どもが荷物を手伝うとって不当に介入してくる。それに対して『去る冬の御条目』を持ち出し、問屋の手中背が扱ふべきもので、番中背が介入してはいけないはずだと申し論した」といっている。ここから、荷役に集団で介入しようとするのが、東浜および西浜の中背仲間に他ならなかったことがはっきりするであろう。仕出中背の集合体である東西浜中背が、仲間として荷役に介入しようとしていたわけである。

こうした事態が表面化するなかでの文政条目だったわけだが、注意を払いたいのは筒穂撫への規制とは違って、番中背を全面禁止はしていないことである。たしかに副次的な荷に限ったことで、しかも仕出中背、出入中背で不足する場合という条件つきではあったが、番中背の荷役を認めていた。この点は、天明条目、寛政条目で、「中衆ども寄り合い、荷物鬮入れ決して相成らず候」と中背仲間として荷役を行うことを禁止していたこととの大きな違いだった。

そこからうかがえることは結局、筒穂撫排除という課題を、浜中背集団の「制道」に任せるしかないという、問屋側の抱えたジレンマだったのではない。特定の集団に特権を付与することでしか統制を実現できないという、身分社会の論理に依拠せざるをえなかったということであろう。そのもとで浜中背の側は、中背仲間としての成熟を遂げていたことになる。

#### 4. 中背仲間の変質

その後もこうした関係は維持されていた。たとえば嘉永3年(1850)に東西浜中背が、水揚賃の増額を要求したときも、「私ども先祖浜中背御改札頂戴仕り、家業相続仕り候」と、中背札を所持することが存立の根拠にあるとべている(青木氏旧蔵文書70)。また文久元年(1861)の例では、木屋新八が問屋役場に対し、一旦預けた仕出中背6名分の鑑札を再交付されるよう申請しているものがある(青木氏旧蔵172-1)。中背が特定の問屋に仕出中背として所属するという関係は一貫していた。東西の浜中背仲間は、あくまでそうした仕出中背の集合体でありつづけたわけである。

さらにこの関係は近代に入っても持続していた。明治20年(1887)、問屋48名、仲買270名で「諸品会社」が設立されている。このとき中背120名が問屋組長に宛て規約24ヶ条の遵守を誓約していた(九州大学九州文化史研究所長沼文庫「尾道商業沿革史料 雑録式」)。そこでは第1条で、あらためて両浜中背へ鑑札の交付を願ひ出、第2条では水揚げ・運搬には問屋方の指図を受けると述べている。また第6条では鑑札を所持するものだけが貨物を取り扱ふとし、尾道の対岸、向嶋からの砂掃きは排除するとしている。砂掃きとは筒穂撫のことを指すのだから、これまで述べてきた筒穂撫が近隣から流れ込んだ単純労働だったこともうかがうことができる。あるいは第12、13条では、夜番のとき「その問屋内の中背」を使うとか、貨物に不足があれば、「その問屋方の中仕一統」が弁償するとあり、特定の問屋に所属するという関係は一貫してあったこともわかる。

ところが注目されるのは第18条・19条の規定である。第18条では「株式の中仕」が代人を出すときには問屋へ必ず届け出ること、第19条でも無届けで代人を出すことはしない、と誓約している。こうした規定は文政までの条目には全く見えないものである。中背の地位が「株式」とあるように

株化し、荷役には代人を差し出すことが一般化していたことがうかがえるわけである。

実はすでに幕末にも同様な事態が問題視されていた（青木氏旧蔵文書119）。文久元年（1861）に問屋惣代が訴えたのは、「中使職」のなかで、代人を雇って自分は「外渡世」に従事して荷役には直接には関与しないものがあり問題である、というものだった。幕末になると、「中使職」と呼ばれるように、職と表現されて地位が株化し、荷役には代人を差し出すことが発生していたようなのである。

このように中背仲間は株化した地位の所持者の共同組織化していて、実際に荷役に従事するものの集団では必ずしもなくなっていた。その前提には問屋会所によって浜での荷役独占を保証される、そのことが利権を生みだしていたという事情があったのだろう。冒頭で紹介した相撲や芸能などの興行も、こうして変質をとげた中背仲間のあり方がかかわっていたと想定しうる。

もっとも仲間としての存立を支えたのは、問屋会所からの鑑札交付であり、そのことは近代に入っても一貫していた。いいかえれば、そこを離れて中背仲間として自立的に集団を形成することはできなかったことになる。そのことには、中背の職分の特質、単純労働で誰とでも代替可能なものであるがゆえに、集団としての存立には外部の権威に頼らざるをえない、という事情が反映しているであろう。その意味で、身分社会のもとで日用存在が取る一般的なあり方を示していることにもなる。

## おわりに

以上、近世後期から幕末期にかけての瀬戸内の経済発展のなかで、尾道の中背が集団として成熟を遂げていった過程を観察してきた。今後の課題として、一つには尾道という都市社会のなかに以上の観察を位置付けることがある。そのためには

問屋や仲買の動向、および他の民衆世界の構成要素との関係を考えてゆかねばならないであろう。

また二つ目に、瀬戸内の他の港町、あるいは大坂での仲仕のあり方と比較検討するという課題もある。ちなみに大坂の浜仲仕の場合だと、すでに17世紀後半には集団化し、18世紀末には組織が変質、地位の株化、組織の二重化が見られたわけで、尾道の中背の動向と時期が大幅にずれていた。またそもそも大坂の浜仲間は身分集団として公認されたものでもなく、存立の根拠も異なっていた（森下徹「近世大坂の仲仕と仲間」塚田孝編『大阪における都市の発展と構造』山川出版社、2004年）。同じ仲仕仲間といっても取り巻く地域社会との関係によってあり方が異なるようであり、そのことの意味も今後考えてゆきたいと思う。